

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月6日（火）、第3回の委員会が開かれました。

1 井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）から発言がありました。

2 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）伊藤達也君（自民）、畦元将吾君（自民）、古屋範子君（公明）、串田誠一君（維新）、
畑野君枝君（共産）、井上一徳君（国民）、尾辻かな子君（立民）、大西健介君（立民）、
堀越啓仁君（立民）、吉田統彦君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

伊藤達也君（自民）

- （1） 消費者行政の司令塔機能を発揮していくために、消費者庁の権限及び人事戦略を含めた体制の強化に向けた取組
- （2） 消費者裁判手続特例法で導入された消費者団体訴訟制度の効果と運用上の課題及び法に規定された見直しに係る基本的な視点とそのスケジュール
- （3） デジタル化の進展への対応
 - ア 予防的効果を発揮するルールや制度を導入し、事後規制と組み合わせることについての井上国務大臣の見解
 - イ 消費者行政上の規制と競争政策上の規制がぶつかる場面における消費者庁と内閣官房デジタル市場競争本部の調整の仕方
- （4） 国民生活センターとの連携
 - ア P I O - N E T のデジタル改革や消費者行政におけるSNSの活用の積極的な推進に向けた具体的な取組並びに国民生活センター及び消費生活センターとの連携の具体的方法
 - イ 国民生活センター等の機能向上や連携強化に向けた支援内容

畦元将吾君（自民）

- （1） 今国会提出の2法案の内容、施行された場合に期待される効果及び改正内容の周知の取組
- （2） 新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺や不当表示に対する取締り及び国民への周知の取組
- （3） 地方消費者行政の充実・強化及び消費生活相談員の担い手確保に向けた今後の取組
- （4） 見守りネットワーク構築の推進及び消費者ホットライン188の積極的な周知に向けた今後の具体的取組
- （5） 新たに成人となる若者が消費者被害に遭わないための取組

古屋範子君（公明）

成年年齢引下げに伴う諸課題

- ア 成年年齢引下げによる若年者の消費者被害拡大への懸念や対策の必要性
- イ 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」の具体的内容及び狙い
- ウ 成年年齢引下げを踏まえ消費者教育の在り方を見直す必要性に対する文部科学省の見解
- エ つけ込み型不当勧誘に対する取消権を消費者契約法に規定する必要性

串田誠一君（維新）

飲用乳に関する表示

- ア 食品表示法第3条（基本理念）の趣旨
- イ 飲用乳の表示に関する公正競争規約及び同施行規則において、年間を通して放牧牛からの生乳が使用できない場合には、乳牛を配した牧場風景等の写真又は図案の表示が禁止されている理由
- ウ 公益社団法人畜産技術協会「乳用牛の飼養実態アンケート調査」
 - a 搾乳牛のつなぎ飼いの割合
 - b 搾乳牛をパドックや放牧地に放している割合
- エ 飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則第35条ただし書き「表示がイメージである旨が1か所以上表示されていればこの限りではない」の趣旨
- オ つなぎ飼いが多く中で乳牛を配した牧場風景を表示している飲用乳を販売することが消費者に優良だと誤認させるおそれについての井上国務大臣の所感

畑野君枝君（共産）

- (1) 特定商取引法及び預託法改正案における契約書面の電子化
 - ア 紙による契約書面の交付義務を課す目的
 - イ 紙による契約書面の交付義務に事業者の違法・悪質行為から消費者を守る目的が含まれているか否かの確認
 - ウ 契約書面の電子化により、第三者が気づくという見守り機能が失われる懸念
 - エ 電子化された契約書面を提供する際に消費者から得る承諾の具体的な内容
 - オ 連鎖販売取引において契約内容を記載した書面を交付する義務が課されているにもかかわらず未成年者の被害が後を絶たない状況に対する見解及び対策
- (2) 成年年齢引下げにより新たに成人となる者の未成年者取消権の喪失に対する対策
- (3) 消費者生活相談員の体制強化と処遇改善を行う必要性

井上一徳君（国民）

- (1) 食料価格が高騰している状況を踏まえた食料事情の見通し及び安全保障上の観点からの食料確保に向けた方針
- (2) 食品ロス削減推進
 - ア 食品ロスに関する具体的な課題及び政府の取組状況
 - イ 防災備蓄食品の活用
 - a 地方自治体の防災備蓄食品の保有状況
 - b 食品ロスとならないような防災備蓄食品の活用状況
 - c 学校給食に防災備蓄食品を活用することについての文部科学省の見解
- (3) 兵庫県養父市の国家戦略特区における株式会社による農地の取得・保有の特例についての内閣府及び農林水産省の評価並びに先進的な取組を支援する必要性

尾辻かな子君（立民）

- (1) 提出法案の参考資料である参照条文のミスの再発防止に向けた井上国務大臣の決意
- (2) 特定商取引法及び預託法改正案における契約書面の電子化
 - ア 契約書面の電子化
 - a 電子化に反対する団体からの意見書が消費者庁に届いた数

- b 電子化が消費者の利益につながるか否かについての井上国務大臣の見解
- イ クーリングオフ通知の電子化
 - a クーリングオフの通知に電子メールが含まれるか否かの確認
 - b 電子メールでのクーリングオフ通知が発信主義か否かの確認
 - c 有効ではないアドレスにクーリングオフを通知した際の有効性
- (3) 消費生活相談員養成講座
 - ア 昨年度に実施された消費生活相談員養成講座の受講生のうちの資格試験受験者と合格者の人数
 - イ 消費者庁が消費生活相談員養成講座の受講生の動向を把握する必要性
 - ウ 消費者庁が都道府県独自の消費生活相談員養成講座の実施状況を把握する必要性

大西健介君（立民）

- (1) 販売預託商法を展開するVISION社に対する行政処分
 - ア 2019年11月に消費者安全法に基づく注意喚起を行った時点で被害を止めることができなかった理由
 - イ 行政処分の原因となった勧誘事例の時期
 - ウ 違法認定した勧誘事例が令和2年6月に広島のホテルで行われたセミナー及び令和2年9月に岡山のホテルで行われたセミナーであることの確認
 - エ 既に業務禁止命令の処分を受けている大倉氏及び赤崎氏が勧誘行為を行っていた時期が業務禁止命令中の期間であることの確認
 - オ 業務禁止命令を受けた者が当該命令の期間中に勧誘行為を行い、被害を拡大させていることについての井上国務大臣の所見
 - カ 消費者庁が注意喚起を実施した2019年11月から現在までのVISION社のUSBメモリーの売上額
 - キ 674億円の被害が生じたことについての井上国務大臣の責任
 - ク 消費者庁がVISION社を刑事告発する必要性
- (2) 販売預託商法を原則禁止する預託法改正案
 - ア 販売後に一定期間で買戻しを行う場合は、改正法案の規制の対象とならないことの確認
 - イ 改正法案に定められた一定期間の預託が3か月であることの確認
 - ウ 行政処分を受けた企業の役員が別の企業において、行政処分を受けた企業が保有している名簿を利用して繰り返し悪徳商法を行っていることについての消費者庁の認識
- (3) ラベルにスペルミスをした缶ビールを発売することについて、消費者庁が当該ビール会社の社長に対して井上国務大臣に直接面会して説明するよう提案を行ったことが事実か否かの確認
- (4) 食品ロス削減や賞味期限の正しい理解について大臣自らが発信を行う必要性

堀越啓仁君（立民）

- エシカル消費とアニマルウェルフェア（動物福祉）との関係
 - ア 産業動物への虐待的な取扱いがエシカルに反する行為であることについての見解
 - イ エシカル消費にアニマルウェルフェアが含まれることの確認及び消費者庁作成のエシカル消費に関する啓発資料にアニマルウェルフェアを盛り込んでいない理由
 - ウ エシカル消費の重要性についての井上国務大臣の見解

吉田統彦君（立民）

- (1) オンラインサロンにおける消費者被害

- ア 消費者被害を防止するために政府として対策を講じる必要性
 - イ オンラインサロンにおける販売をクーリングオフの対象に含めるなど具体的な対策を講じる必要性
- (2) カラーコンタクトレンズの通信販売
- ア 医師の適切な診察がない通信販売でカラーコンタクトレンズを購入することにより、若年層を中心に眼障害が発生している状況についての見解
 - イ 通販等において購入する場合でも眼科医師の受診証明などを提示させる必要性
- (3) 効能効果がないにもかかわらず、個人の感想等で効能をうたうような健康食品に対する井上国務大臣の所見

3 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案（内閣提出第 53 号）

- ・井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）から趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。